

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項	特定地域型保育事業者の確認	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）に定める基準が遵守されていること。
- (2) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）に定める基準（特定地域型保育事業者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。）に係るものに限る。）に適合すること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。